

令和8年度事業計画

令和8年2月27日理事会承認

令和5年10月からの消費税のインボイス制度の施行や、令和6年11月からの「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス法）の施行に伴い、当センターは、令和7年4月からセンターの契約方式を原則として「包括的契約方式」へ移行し、これに伴う会計方式の変更など所要の対応を進めてまいりました。さらに、公益法人が社会変化に柔軟・迅速に対応し、より効果的な公益活動を行うとともに自律的な経営判断や透明性が高い仕組みとなることを目的とする公益認定法等の改正により、令和7年4月から、順次、新たな公益法人制度が始まっており、シルバー人材センター事業は大きな転換期にあります。

当センターの会員数は、減少傾向の底打ちも未だ不透明で、おおむね横ばいの状況となっており、また、事業実績における受注件数、就業延べ人員、契約金額についても伸び悩みともいえる傾向が続いておりますが、会員の高年齢化や就業希望の変化にも対応しつつシルバー人材センター機能の維持・拡充を図り、会員をはじめ、地域社会の期待にも応え得る公益法人を目指して進んでいかなければなりません。

シルバー人材センターの「自主・自立、共働・共助」の基本理念のもと、引き続き、会員・役職員が一丸となって、シルバー人材センター事業を将来に向けて持続的に発展させていくための着実な取り組みを推進します。

1 基本方針

- (1) 安全・適正就業を推進する（安全・適正就業の推進）
- (2) 就業機会を確保・拡充する（就業機会の確保・拡充）
- (3) 会員を増強するとともに、普及啓発を促進する（会員の増強と普及啓発の促進）
- (4) 組織体制と法人運営基盤を確立する（組織体制・法人運営基盤の確立）

2 事業計画

(1) 安全・適正就業の推進

ア 安全・適正就業委員会を通じて、安全パトロールの実施、事故防止対策、熱中症予防対策などの検討を進め、安全就業・事故防止の方策と体制の整

備を促進します。

イ 技能講習会や職群会議等を通じて、安全な作業のための知識・技能の習得や安全就業の意識を啓発し、ヘルメット、石飛び事故防止用具等の普及と実装を促進します。

ウ 高年齢化に伴う体力の維持や年1回の健康診断と健康管理について、会報等を通じ、受診と自己管理、就業の基礎となる体力の維持・向上を促し、車両事故を含む事故防止、傷害事故と損害賠償事故の抑制を図ります。

エ 「安全就業」が就業の基礎であることを共通認識として、特に猛暑となる夏季の就業抑制や、過重労働につながる長時間就業の是正などにより、就業の安全確保と適正就業を推進します。

(2) 就業機会の確保・拡充

ア 会員の就業希望の変化に対応し、事業所が必要とし、かつ、シルバー就業に適する仕事の掘り起こしをするなど、シルバー派遣の活用や新たな請負・委任業務の受注の拡大により、多様な就業機会の確保を図ります。

イ 行政需要の変化に伴う公共分野における受注機会の確保と拡充を図ります。

ウ 新規入会者の早期の就業を促進するとともに、未就業会員の就業希望に応じた仕事のマッチングのため、可能な分野においてはワークシェアリング（就業の分け合い）を推進するなど、会員の就業率の向上に努めます。

エ 発注者や地域社会からの需要に応じた受注が可能となるよう、受注ギャップのある就業分野に重点をおいた会員募集や技能講習等を通じて必要な技能を有する会員の確保・増強を図ります。

(3) 会員の増強と普及啓発の促進

ア 全国シルバー人材センター事業協会の「新たな会員拡大に向けた指針」に基づく当センターの会員数の純増目標数（対令和6年度末純増数 96人/6年。16人増/年。令和12年度末 854人）に向けて、センター事業の充実と会員満足度の向上をベースとする好循環により、会員数の増加に努めます。

イ 入会説明会や入会相談会の実施、女性をターゲットとした入会活動、会員による口コミ勧誘活動の推進などにより、新規会員の増加に努めます。

ウ 会員ポイント制度のリニューアルによるシルバーポイント制度の拡充

と運用、会員のサークル活動への助成制度の施行などにより、会員の法人事業への参加を促進するとともに会員相互の交流機会を拡充し、センター事業及び会員活動の活性化と、就業以外の会員メリットの向上を図り、退会抑制と入会促進のほか、センターのPRに努めます。

エ センターホームページの充実、焼津市広報・公式LINEへの掲載や、新たな広報手段の活用により、センター事業と会員募集の情報発信を拡充し、普及啓発を推進します。

(4) 組織体制・法人運営基盤の確立

ア 会員クラウド（スマートフォン経由の情報連絡・共有システム）の普及と利活用のほか、センター公式LINEの登録を促進し、センター業務におけるデジタル化を推進するとともに、会員への情報発信や会員の関連情報へのアクセス手段を充実させ、利便性の向上と業務の効率化を図ります。

イ 引き続き、フリーランス法の施行に伴う請負・委任契約の「包括的契約方式」の実施とこれに伴う会計方式の変更について、発注者等の理解と協力を得つつ、契約関連事務及び会計事務の移行等を円滑かつ適正に遂行します。

ウ 公益認定法等の改正による新たな公益法人制度を踏まえ、公益法人の収支相償原則の見直し（中期的収支均衡）における公益充実資金の活用や、法人組織の自律的ガバナンスの充実（外部理事・外部監事の導入）を進めるとともに、令和10事業年度からの会計区分・会計基準の変更等に向けて、適切かつ的確に準備を進めます。

エ 民事訴訟による解決に至った口座未入金事案を教訓として、引き続き適正な会計処理と再発防止策を徹底し、適正な事務処理体制を推進します。

オ 老朽化し手狭となっている事務所の移転問題について、将来に向けてセンター業務の運営基盤の持続的な発展が可能となるよう検討を進めるとともに、必要な資金の確保に努めます。